二　未成年者特定累積投資勘定からの非課税口座内上場株式等の全部又は一部の払出しで法第三十七条の十四第五項第六号イの口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第一号に規定する基準年（第三十七項及び第三十八項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに生じたもの（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除く。以下この号において同じ。）があつた場合には、当該未成年者特定累積投資勘定が設けられている当該口座を開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（相続又は遺贈による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等の同条第四項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること。

三　法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの非課税口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第三十項において準用する第十二項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除く。以下この号において同じ。）があつた場合には、当該特定非課税管理勘定が設けられている同条第五項第六号イの口座を開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者（相続又は遺贈による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等の同条第四項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること。

36　法第三十七条の十四第五項第九号に規定する政令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

一　法第三十七条の十四第五項第九号の法人と同号の金融商品取引業者等との間に同号の法人が当該金融商品取引業者等の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資（次号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を直接に保有する場合における当該関係

二　法第三十七条の十四第五項第九号の金融商品取引業者等との間に前号に掲げる関係がある法人が当該金融商品取引業者等以外の法人（以下この号において「他の法人」という。）の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を直接に保有する場合における当該金融商品取引業者等と当該他の法人の関係

37　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設している非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等につき、第二十六項において準用する第十二項第四号に規定する事由が生じたことにより、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定累積投資上場株式等以外の株式等を取得した場合には、当該事由が生じたことによる当該未成年者特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の非課税口座からの払出し（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに生じたものに限る。）は法第三十七条の十四第四項第一号、第五項第六号ホ、第六項第二号又は第八項第一号ロに規定する移管又は返還に該当しないものとして、同条及びこの条の規定を適用する。

38　第二項及び第三項の規定は、非課税口座及び法第三十七条の十四第五項第九号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第六項に規定する契約不履行等事由が生じた場合に同項第一号から第三号までの規定により非課税口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、第二項中「当該非課税口座内上場株式等の」とあるのは「法第三十七条の十四第六項第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等の」と、第三項中「に非課税口座内上場株式等」とあるのは「に法第三十七条の十四第六項第一号から第三号までの規定による非課税口座内上場株式等」と読み替えるものとする。

39　法第三十七条の十四第八項第二号に規定する政令で定める金額は、次に掲げる特定累積投資上場株式等の同条第五項第二号イに規定する取得対価の額及びその特定累積投資上場株式等の取得に要した費用の額とする。

一　上場廃止事由が生じた特定累積投資上場株式等

二　第三十三項に規定する投資信託の終了による譲渡（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、法第三十七条の十四第八項の非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないものに限る。）があつた特定累積投資上場株式等

40　法第三十七条の十四第八項の金融商品取引業者等は、同項の規定により徴収した所得税を納付する場合には、その納付の際、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に財務省令で定める計算書を添付しなければならない。

41　法第三十七条の十四第八項の規定により徴収して納付すべき所得税の納税地は、同項の非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地とする。

42　法第三十七条の十四第八項の規定により徴収した所得税を納付する同項の金融商品取引業者等は、第二十五条の十三の六第一項の規定により備え付ける帳簿に、法第三十七条の十四第八項各号に掲げる金額及び同項の規定により徴収した所得税の額に関する事項を明らかにしなければならない。

43　法第三十七条の十四第十項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五まで並びに第百二十一条第一項及び第三項の規定の適用については、法第三十七条の十一第六項において準用する法第三十七条の十第六項第一号の規定及び第二十五条の九第十三項において準用する第二十五条の八第十五項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の五までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十四第十項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受ける場合には、同条第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された同項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十四第十項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受ける場合には、同条第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された同項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得等の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額（第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額）とあるのは「前条第一項」と、「合計額（」とあるのは「合計額（租税特別措置法第三十七条の十四第十項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受ける同条第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された同項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得等の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を除く。）」とする。

二　所得税法第百二十一条第一項の規定の適用については、同項中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

三　所得税法第百二十一条第三項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは「合計額（租税特別措置法第三十七条の十四第十項（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受ける同条第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された同項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を除く。）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額）と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

第二十五条の十三の二第一項中「前条第三十五項」を「前条第四十六項」に改め、同条第四項中「第九条の八」を「第九条の八第一項」に改め、同条第五項中「第三十四項」を「第四十項」に、「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十二項」に、「同条第八項」を「同条第十四項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十二項」に改め、同条第七項中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十九項」に改め、「よる」の下に「同項第一号に規定する」を加える。